

乙

令和3年2月24日

入国者収容所東日本入国管理センター
所長 吉村真弘 殿

企画管理・執行部門

統括入国警備官 星野吉広



裁判記録における入国警備官の特定作業の実施について（報告）

東京地方裁判所，令和元年（ワ）第21824号国家賠償請求事件に関し，乙第23号証添付の映像記録（以下「映像記録」という。）が不鮮明であるとして，同裁判所から，映像記録に写っている入国警備官を特定するよう指示を受けました。

そのため，本請求事件に関係している入国警備官5名に対し，映像記録を視聴させ，請求事件発生当時の状況について，事情を聴取したので，その概要を下記のとおり報告します。

なお，今回の事情聴取については，当該映像記録に映っている入国警備官を特定するとともに，原告から暴行を受けた入国警備官の当時の状況及びその周辺状況を特定するために実施したものです。

記

1 事情聴取日時

令和3年2月12日（金）10時00分から12時10分まで

2 事情聴取場所

東京出入国在留管理局

3 被聴取者

入国警備官A，入国警備官B，入国警備官C，入国警備官E及び乙第10号証を作成した入国警備官 計5名

4 事情聴取結果の概要

(1) 被聴取者に視聴させた映像記録

東日本入国管理センター収容施設3寮B202号室(以下「居室」という。)内での映像記録で、平成31年1月19日0時30分から同日0時35分までの記録である。

(2) 総論

- ア 映像記録は暗く、映像のみをもって人物を特定することは困難。
- イ 原告の居室外への連行や制圧に備えるべく、動線上にある備品類を居室から搬出する作業に従事している入国警備官の頭部や上半身に遮られ、原告の様子は、ほとんど撮影されていない。
- ウ 原告の入国警備官に対する暴行が発生した際、またその後についても、カメラアングルが悪く、居室内にいた入国警備官の上半身しか撮影されておらず、原告の様子はほとんど確認できない。

(3) 各論

ア 原告が入国警備官Aの腹部を蹴った状況とその周辺状況について

(ア) 入国警備官Aの発言要旨

原告に対して処遇室への出室を指示したが、原告がこれを拒否して居室扉から向かって右側の物品棚の下に入ったので、原告の右腕を取ろうとしたところ、原告が逃れようとして足をバタつかせ、私の腹部を蹴った。

原告から腹部を蹴られたため、本職は「暴行」と発声した(画像1)。その音声が、映像記録の1分47秒である。

その後、居室内で原告を制圧する途中、装着していたマジックテープで留めるタイプの革手袋を装着し直した記憶がある。映像の中でマジックテープをはがす際の「ビリッ」という音声が記録され、画像やや右寄りの者が、うつむき加減で手元を動かしている様子が記録されているので、革手袋を装着し直している自分の記憶と一致している(画像3)。

画像3で特定した私の動きを追ったところ画像4の画面右の者は私であることが分かる。

また、画面中央の者は、当時の自分の記憶から、隣にいた入国警備官Cである(画像4)。

(イ) 入国警備官Bの発言要旨

当時の記憶が曖昧であるため、原告が入国警備官 A を蹴ったこと、蹴られた入国警備官 A が「暴行」と声を発したかどうか覚えていない。

ほんの一瞬であるが画像右端の人物の眼鏡のレンズらしき物体が白く反射する様子が確認できる（画像 1）。

居室内において眼鏡を着用していたのは入国警備官 C と私だけであったが、入国警備官 C が居室奥にいたというのであれば、画面右端の眼鏡を着用した者は私である。

(ウ) 入国警備官 C の発言要旨

原告が入国警備官 A の腹部を蹴った場面は目撃していないが、原告が入国警備官 A の動きに反応して何らかの動きをみせた直後に入国警備官 A が発した「暴行」という声を聞いた。

当時、眼鏡とマスクを着用して居室奥の中央付近にいた記憶があるので、画面中央の者は私である（画像 1）。

(エ) 入国警備官 E の発言要旨

居室の外にいたため、原告が入国警備官 A の腹部を蹴った場面は目撃していないが、入国警備官 A が発した「暴行」という声を聞いた。

(オ) 乙第 10 号証の報告書を作成した入国警備官の発言要旨

今となっては記憶が曖昧であるが、事件発生時、原告が入国警備官 A の腹部を足で蹴る行為を目撃したから報告書に記載したはずである。

当時の記憶と映像のシルエットから画面左端の者は私である。

また、画面中央の者は入国警備官 C である（画像 2）。

イ 原告により、入国警備官 A の識別票及び入国警備官 B の帽子が奪取された状況について

(ア) 入国警備官 A の発言要旨

抵抗する原告の制圧に集中していたこと、現場が混乱した状態であったことから、識別票を奪取されたときの記憶が曖昧である。

(イ) 入国警備官 B の発言要旨

抵抗する原告の制圧に集中していたこと、現場が混乱した状態であったことから、帽子を奪取されたときの記憶が曖昧である。

(ウ) 乙 10 号証の報告書を作成した入国警備官の発言要旨

今となっては記憶が曖昧であるが、当時、原告が識別票や帽子を奪取

した行為を確認したから報告書に記載したはずである。

(エ) 上記以外の入国警備官 2 名の発言要旨

抵抗する原告の制圧に集中していたこと、現場が混乱した状態であったため、原告が識別票や帽子を奪取した状況について記憶がない。

(4) 結論

上記(3)記載のとおり、映像記録のうち、比較的映像が判別できる4枚を静止画像として本報告書に添付するとともに、画像に印を示した。

ア 画像1

画面中央の者を入国警備官Cと特定した。

画面右端の者を入国警備官Bと特定した。

なお、入国警備官Bは、この時点で帽子と眼鏡を着用していた。

イ 画像2

画面左端の者を乙第10号証の報告書を作成した入国警備官と特定した。

画面中央の者を入国警備官Cと特定した。

ウ 画像3

画像やや右の者を入国警備官Aと特定した。

エ 画像4

画面右の者を入国警備官Aと特定した。

画面中央の者を入国警備官Cと特定した。

5 その他

上記4(3)ア(ア)入国警備官Aの発言要旨に基づき、原告が入国警備官Aを蹴った際の位置関係等について、別添2及び3を作成した。

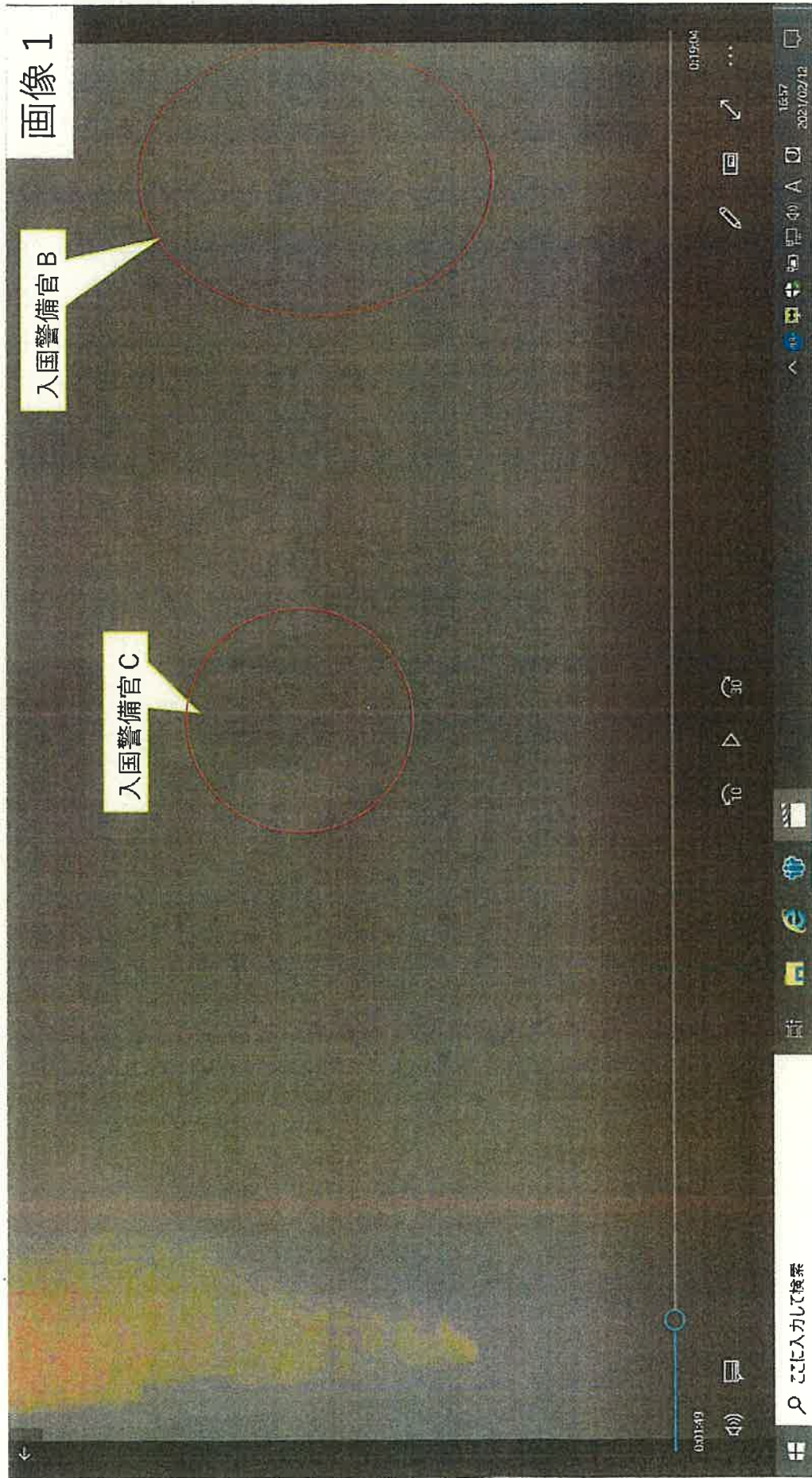
添付物

1	画像1～4	4通
2	暴行時の原告と入国警備官Aの位置関係	1通
3	暴行に至る経過	1通

画像 1

入国警備官 B

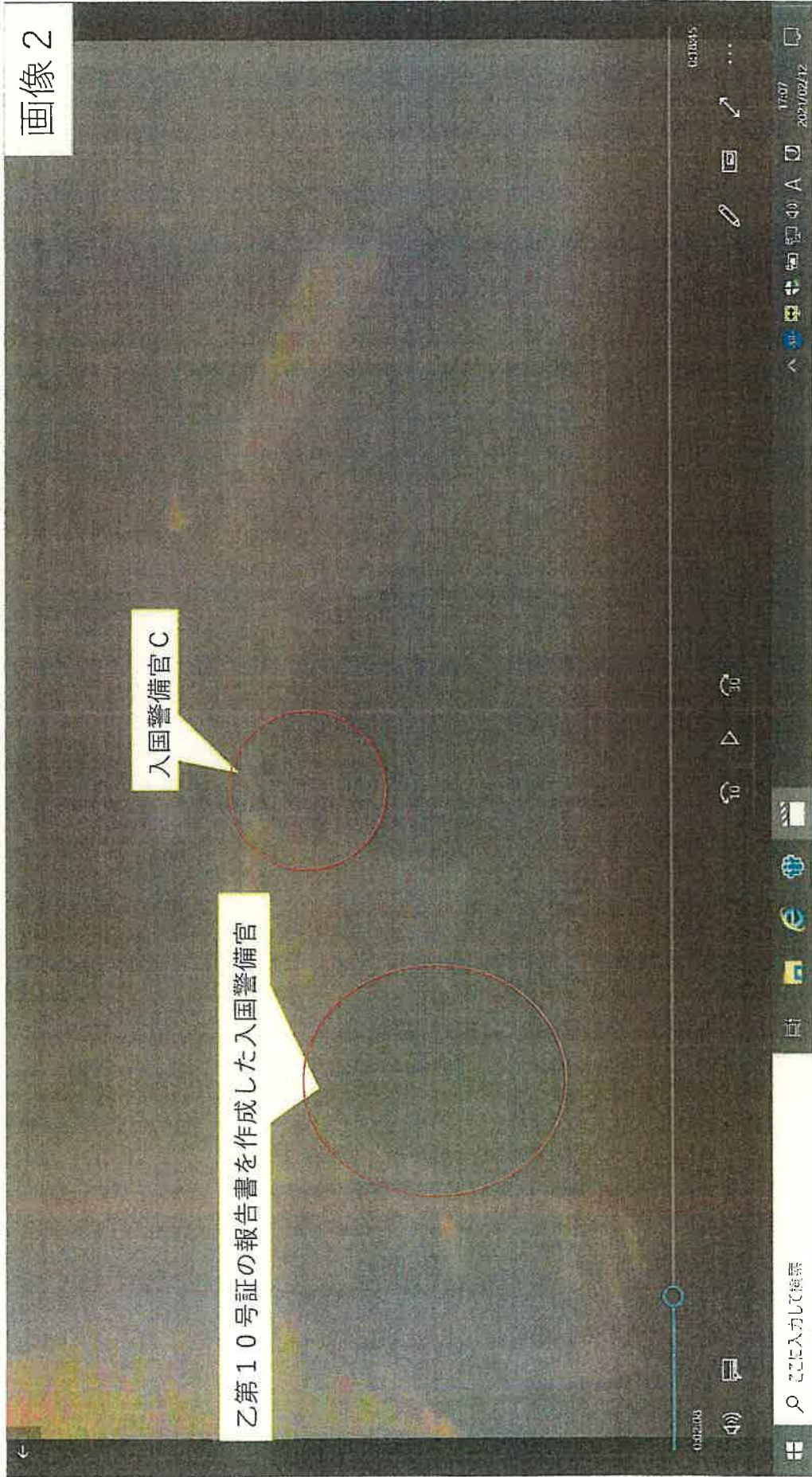
入国警備官 C



画像 2

入国警備官 C

乙第 10 号証の報告書を作成した入国警備官



画像 3

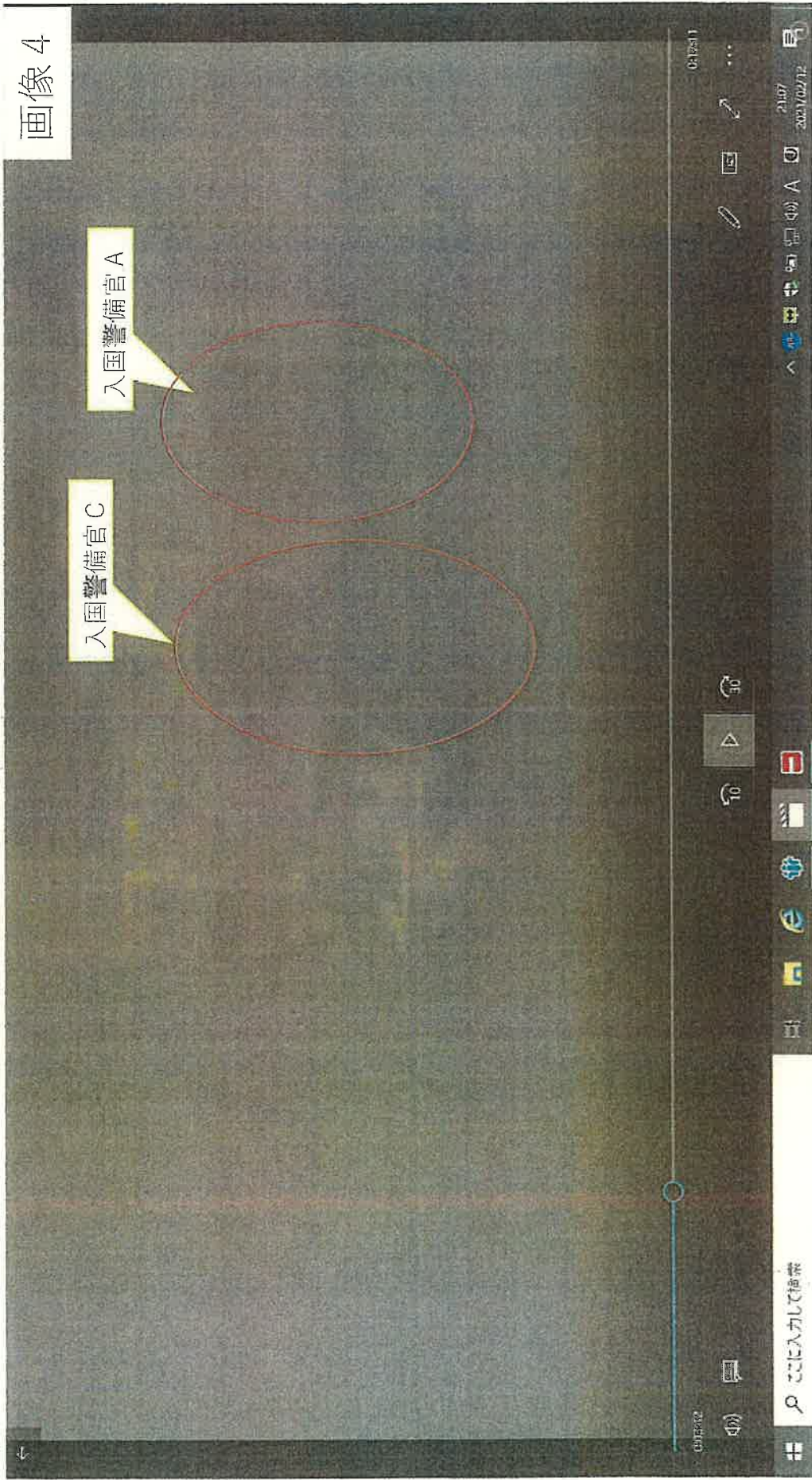
入国警備官 A



画像 4

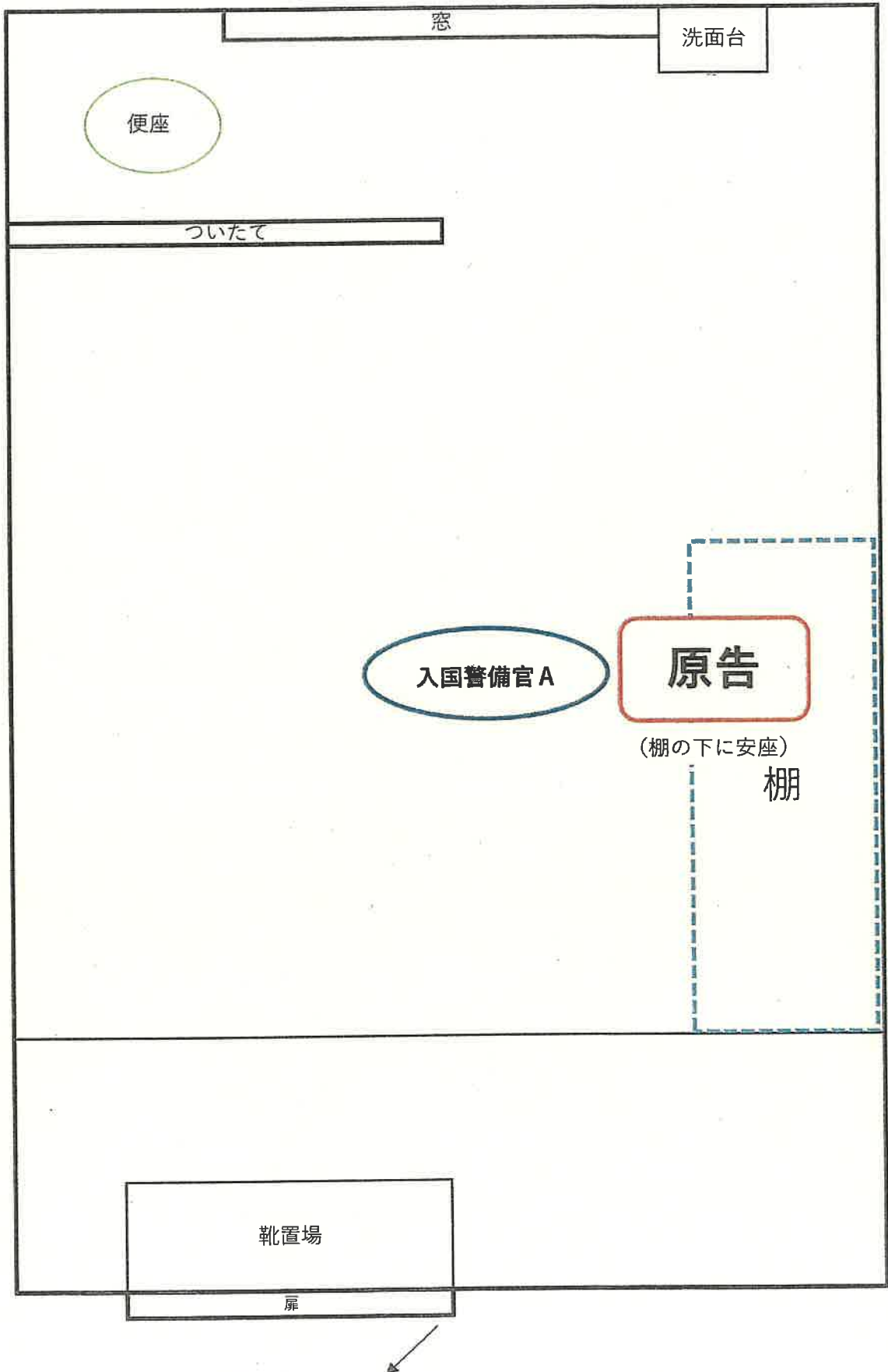
入国警備官 C

入国警備官 A



暴行時の原告と入国警備官 A の位置関係

3寮B202号室



暴行に至る経過

